

余裕期間制度の運用

令和4年2月

茨城県牛久市

目 次

1. 余裕期間制度について	1
2. 余裕期間制度の運用	1
3. 余裕期間内の監理技術者配置等	3
4. 工期の決定	4
5. 特記仕様書の記載例	5
6. 余裕期間制度に関するQ&A	8
別紙1	1 1
別紙2	1 2

1. 余裕期間制度について

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成27年12月25日付け国官総第186号他 国土交通省大臣官房技術調査課）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）（以下、「品確法」という。）、同法令第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」の改正（令和2年1月）に伴い、『余裕期間制度の活用』が実施に努める事項に位置付けられた。

上記の法令改正等を踏まえ、牛久市においても余裕期間を積極的に活用するよう努めることとする。

2. 余裕期間制度の運用

牛久市の余裕期間制度は、柔軟な工期設定等を通じて受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資するという考えに基づき、契約ごとに工期の30%を超えず、かつ4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間*を設定して発注し、工事開始日もしくは工事完了日を発注者が指定、又は受注者が選択できる制度とする。

なお、余裕期間制度には次の3通りの方法があり、余裕期間制度を活用するか否かは契約ごとに発注者が指定することとする。

- ① 発注者が工事の開始を指定する方法（以下、「発注者指定方式」という。）
- ② 発注者が示した工事開始期限までの間で、受注者が工事の開始日を選択する方法（以下、「任意着手方式」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の中で、受注者が工事の開始日と完了日を決定する方法（以下、「フレックス方式」という。）

※余裕期間：契約期間内であるが、工期外であるため受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間である。工事着手以外の可能な準備内容を以下に示す。

- ・ 交通管理者（警察）、埋設企業者、その他関係者との協議
- ・ 地元住民・企業等との調整、工事のお知らせの配布
- ・ 現場踏査、写真撮影、その他、詳細については発注又は契約主管課と協議

【認められない行為の例】

- ・ 工場製作（元請として技術的な管理を必要としない、機器単体費のようなメーカー等で製作する場合を除く）
- ・ 測量（元請け下請けを問わない。工場製作を行うための事前測量も不可）
- ・ 資機材や重機の現場への搬入
- ・ 仮設物の設置等の準備工事（工事看板、予告看板等の設置を含む）

余裕期間制度について

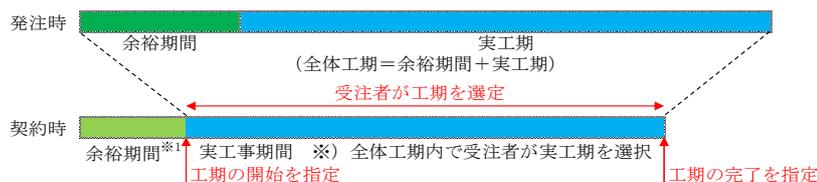
① 「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の開始日を発注者があらかじめ指定する方式



② 「任意着手方式」：受注者が工期の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③ 「フレックス方式」：受注者が工期の開始日と完了日を全体工期内で選択できる方式



※ 余裕期間：工期の30%を超えず、かつ4ヶ月を超えない範囲
(発注者の設定時における考え方であり、「フレックス方式」は、受注者が設定する工期の開始日までの余裕期間^{※1}には適用しない。)

配置技術者：技術者の配置必要なし。現場に着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可。）
実工期・実工事期間：技術者の配置必要。準備・後片付け期間を含む。

3. 余裕期間内の監理技術者配置等

「監理技術者制度運用マニュアル」三（２）において、監理技術者等の専任期間について、以下のように記載されている。

「監理技術者制度運用マニュアル」【抜粋】

三 監理技術者等の工事現場における専任

（２）監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となるが、たとえ、契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

〈中略〉・・・

なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

ここで、フレックス方式を採用した場合の取り扱いが定められているところであるが、余裕期間を設定した場合においても同様に、工事の開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工期の開始日までの期間（余裕工期）は、監理技術者等を設置することを要しないことに留意する。

なお、余裕期間内は、監理技術者等を設置しない（工事の開始日前）ため、現場着手してはならない。

※【参考】監理技術者制度運用マニュアル による

最終改正 令和2年9月30日 国不建第130号

4. 工期の決定

(1) 発注時の設定（全方式共通）

当該工事の工期を算出し、その工期の30%を超えず、かつ4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を追加した全体工期日数を算出する。

(2) 当初契約時点の設定

1) 「発注者指定方式」

発注者が工事の開始をあらかじめ指定しているため、工事の開始までの間は、余裕期間となる。

2) 「任意着手方式」

発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の開始を選択し決定する。工期は、受注者が決定した工事の開始から発注者が指定する工事日数を加えたものが工期となる。受注者が決定した工事の開始までの間は、余裕期間となる。

3) 「フレックス方式」

発注者があらかじめ設定した全体工期（工事完了期限まで）の内で、受注者が工事の開始と終了を決定する。受注者が決定した工事の開始から終了までが工期となり、受注者が決定した工期の開始ま

での間が、余裕期間となる。

(3) 工期決定（当初契約）後における工期変更の考え方

余裕期間中や工事着手後における工期の変更にあたって、入札公告等時点に発注者が示した工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更を可能とする。

5. 特記仕様書の記載例

第〇条 主任技術者等の専任期間

1. 契約確定日の翌日から工事の開始までの期間については、主任技術者等の設置を要しない。
2. 契約確定日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は、仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者等の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）検査書類関係の手直しや軽微な現場補修等を検査時に指摘された場合は、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者等の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

第〇条 工期【発注者指定方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行なうことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行なってはならない。なお、余裕期間内に行なう準備は受注者の責により行なうものとする。

工 期：令和■年■月■日から令和●年●月●日まで

↑ 発注者が指定する工事の開始及び終了を記載する。

(余裕期間：契約確定日の翌日から令和▲年▲月▲日まで)

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

第〇条 工期【任意着手方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行なうことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の開始を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙1により工事の開始を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行なってはならない。なお、余裕期間内に行なう準備は受注者の責により行なうものとする。

次ページに続く

工 期：工事の開始から●●●日間

↑発注者が指定する工事の開始及び終了を記載する。

(但し、令和■年■月■日【工事着手期限】までに工事を開始すること。) ↑工事を開始しなければならない最終日を記載する。

※契約締結後において、工事の開始に変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

第〇条 工期【フレックス方式の場合に記載】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行なうことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の開始を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙2により工事の開始及び終了を通知すること。

工事の開始までの余裕期間内は、主任技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行なってはならない。なお、余裕期間内に行なう準備は受注者の責により行なうものとする。

全体工期：契約確定日の翌日から令和●年●●月●●日（工事完了期限）まで ↑発注者が指定する工事完了期限を記載する。

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面による工期変更協議による変更を可能とする。

第〇条 コリンズへの登録

コリンズの受注時登録については、通常の工事と同様である。契約締結後10日以内に登録申請するものとし、工期及び技術者等の従事期間は実工期で登録するものとする。

6. 余裕期間制度に関するQ & A

Q. 1 余裕期間制度の対象工事で、余裕期間を取らないことはできるか？

A. 1 工事の着手日は、受注者が余裕期間内で任意に選定できますので、余裕期間を取らないで、工事の着手日を設定することも可能です。
(任意・フレックス方式)

Q. 2 契約保証の期間は、契約確定日から対象になるのか？

A. 2 契約保証の期間は、着工日に関係なく、通常の工事と同様に契約確定日を含み対象となります。

Q. 3 契約締結後に着工日を変更することはできるのか？

A. 3 工事の着手前であれば、変更は可能です。契約工期を変更することになりますので、監督職員と協議のうえ工事の着手日の期限までの間で改めて工事の着手日を選定し、「工事着手（変更）通知書」を提出して下さい。

Q. 4 配置予定技術者を工事の着手日から配置することができなくなった場合、技術者の変更はできるのか？

A. 4 条件付き一般競争入札（指名競争入札）において、配置予定技術者（契約締結後7日以内に提出する、現場代理人及び主任・監理技術者等専（改）任届）で申請した人物を配置することが原則です。

配置予定技術者を設置できないことが明らかとなった場合は、牛久市契約規則第39条（契約の解除）に基づき契約を解除すると共に、牛久市契約規定第35条（指名停止等の措置基準）及び第36条（指名停止）に基づく指名停止の措置及び建設業法に基づく監督処分が行なわれる場合があります。

しかし、病休、死亡及び退職等、極めて特殊な場合であって、発注者が認めた時においては、この限りではありません。

Q. 5 余裕期間内は、現場での測量もできないのか？

A. 5 余裕期間内は、資機材の搬入や仮設物の設置等の現場での準備作業ができません。従って、現場における工事の準備行為である測量についても行なうことはできません。

Q. 6 余裕期間内は、下見等のため現場へ立入りもできないのか？

A. 6 工事の準備行為に当たらない現場の下見や電話、水道等を管理する関係機関、地元住民との協議のための立入りについては可能です。

Q. 7 余裕期間内に、前払い金の請求はできるのか？

A. 7 通常の工事と同様に、契約締結後から請求ができます。

Q. 8 配置予定技術者が他の工事に従事している場合、他工事の工期が当該工事の余裕期間と重複していても問題ないか？

A. 8 配置予定技術者が他工事に従事している場合、他工事の工期末が余裕期間に重複していても問題はありません。当該工事の着手日までに、他工事の竣工検査が完了していることが必須です。

※但し、当該工事及び他工事間で兼務の承認を受けている場合は、この限りではありません。

Q. 9 余裕期間中に資機材等の発注を行なっても問題ないか？

A. 9 資機材等の発注は可能です。但し、工事の主たる内容が工場製作の場合は、工場製作等を工事の着手日までの間に行なってははいけません。

Q. 10 発注者が提示する全体工期を短縮して契約できるか？

A. 10 工事の完成日については、入札公告等に明示した工期までの間で受注者が任意で選択できますので、全体工期を超える契約はできませんが、短縮は可能です。必要な余裕期間と実工期を確保したうえで、完成日（工期）を設定して下さい。（フレックス方式）

Q. 11 通常の工事と比べて、コリンズ登録に違いがあるか？

A. 11 余裕期間制度対象工事については、下記に留意のうえコリンズ登録を行なって下さい。

契約工期		
	開始年月日	契約締結日を入力してください。
	完了年月日	特記仕様書等で定めた完成日の期限を入力してください。
	余裕期間の有無	チェックを入れてください。
実工期		
	開始年月日	契約書に記載する着工日を入力してください。
	完了年月日	契約書に記載する完成日を入力してください。
技術者情報入力（従事期間）		
	開始年月日	実工期の開始年月日を入力してください。
	完了年月日	実工期の完了年月日を入力してください。

別紙1

年 月 日

工事着手(変更)通知書

牛久市長 様

商号又は名称

所在地

代表者職氏名

印

次のとおり、工事着手日を定めましたので通知します。

工 事 名

工 事 場 所

工事着手日

年 月 日

実 工 期

工事着手日から

年 月 日 (日間)

備 考

余裕期間中に

氏名

おける連絡先

電話

- ※1 指名競争入札の場合は、契約締結時に本通知書を提出すること。
- ※2 条件付き一般競争入札の場合は、入札参加資格を証明する書類と併せて、本通知書を提出すること。

別紙2

年 月 日

工事着手(変更)通知書

牛久市長 様

商号又は名称

所在地

代表者職氏名

印

次のとおり、工事着手日を定めましたので通知します。

工 事 名

工 事 場 所

工事着手日 年 月 日

工事完了期限 年 月 日

実 工 期 工事着手日から 年 月 日 (日間)

備 考

余裕期間中に 氏名

おける連絡先 電話

- ※1 指名競争入札の場合は、契約締結時に本通知書を提出すること。
- ※2 条件付き一般競争入札の場合は、入札参加資格を証明する書類と併せて、本通知書を提出すること。

発行日 令和4年2月

発行者 茨城県牛久市

編集 牛久市総務部契約検査課